

令和7年度 指導監査説明資料

障害児入所施設（福祉型・医療型）対象

横浜市こども青少年局監査課

主な説明事項

- I 指導監査の概要について
- II 令和5年度以降の主な条例改正

I 指導監査の概要について 説明項目

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| 1 指導監査の種類 | 5 指摘事項の区分 |
| 2 指導監査の周期 | 6 令和7年度年間指導監査実施計画 |
| 3 令和7年度指導監査実施方針
及び指導監査基準 | 7 その他の連絡事項 |
| 4 指導監査 当日の流れ | |

1 指導監査の種類

指導監査には一般指導監査と特別指導監査があります。

一般指導監査

- 定期指導監査と臨時指導監査があります。
- 原則として実地において実施します。
- 定期指導監査は原則として年 1 回実施します。（監査の周期については 2 で後述）
- 臨時指導監査は、施設等から提出された報告書の内容について、実地において確認が必要であると認められる場合などに実施することがあります。
- 監査の結果、必要と認められる場合は、継続して検査を実施することがあります。

特別指導監査

- 施設等の運営等について、重大な問題が発生した場合又は発生のおそれがあると認められる場合など、必要に応じて特定の事項について随時実施します。

2 指導監査の周期

- ◆定期指導監査は、原則として1年に1回、実地で実施します。ただし、前年度の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合は、2年に1回の実施とする場合があります。また、新設の施設等については、設置してから3年間は毎年実施します。
- ◆監査を行わない年にも、自己点検表等を提出していただきます。
- ◆施設等から提出された報告書の内容について、実地において確認が必要であると認められる場合などは、臨時に一般指導監査を実施することがあります。

3 令和7年度指導監査実施方針及び指導監査基準

- ◆下記のURLに令和7年度指導監査実施方針及び指導監査基準を掲載しています。
- ◆「指導監査実施方針」には、指導監査を効率的かつ効果的に行うための各年度の重点事項等を掲げています。
- ◆「指導監査基準」には、指導監査を実施するにあたっての主な着眼点を示しています。
- ◆また、同じページに横浜市こども青少年局所管児童福祉施設等指導監査実施要綱を掲載していますので、ご覧ください。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/gaiyou.html>

4 指導監査 当日の流れ

【午 前】		【午 後】	
9:30	施設到着 挨拶・職員自己紹介 監査の流れ(タイムスケジュール)説明 施設設備の確認(30分程度) 書類の確認(一部担当者による)	13:00	書類の確認 関係者へのヒアリング
9:50	書類の確認 関係者へのヒアリング 保育室での保育状況の確認		
		16:00	施設長への事実確認
12:00 ～ 13:00	休 憩	16:15	講 評
		16:30	≪ 実地検査終了 ≫

- ※ 1日監査の場合(半日監査の場合は、午前・午後にそれぞれ同様の流れで実施します。)
- ※ 監査当日の状況により、時間等が多少前後する場合があります。

5 指摘事項等の区分①

文書指摘事項

- ・ 関係法令又は基準条例若しくは措置費、委託費の経理等を定めた本市の要綱、要領に違反する場合（軽微なものを除く）は、当該事項を「文書指摘事項」とし、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導します。
- ・ 改善のための必要な措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。

口頭指摘事項

- ・ 違反の程度が軽微である場合又は違反について上記文書指摘事項としての指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、当該事項を「口頭指摘事項」とし、口頭により自主的な是正又は改善を指導します。
- ・ 口頭指摘を行う場合は、代表者等と指導の内容に関する認識を共有するため、指摘内容を記載した文書を交付します。

助言事項

- ・ 上記文書指摘事項及び口頭指摘事項には該当しないが、施設等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項を「助言事項」とし口頭により伝達します。
- ・ 助言事項についても、助言内容を記載した文書を交付します。

5 指摘事項等の区分②

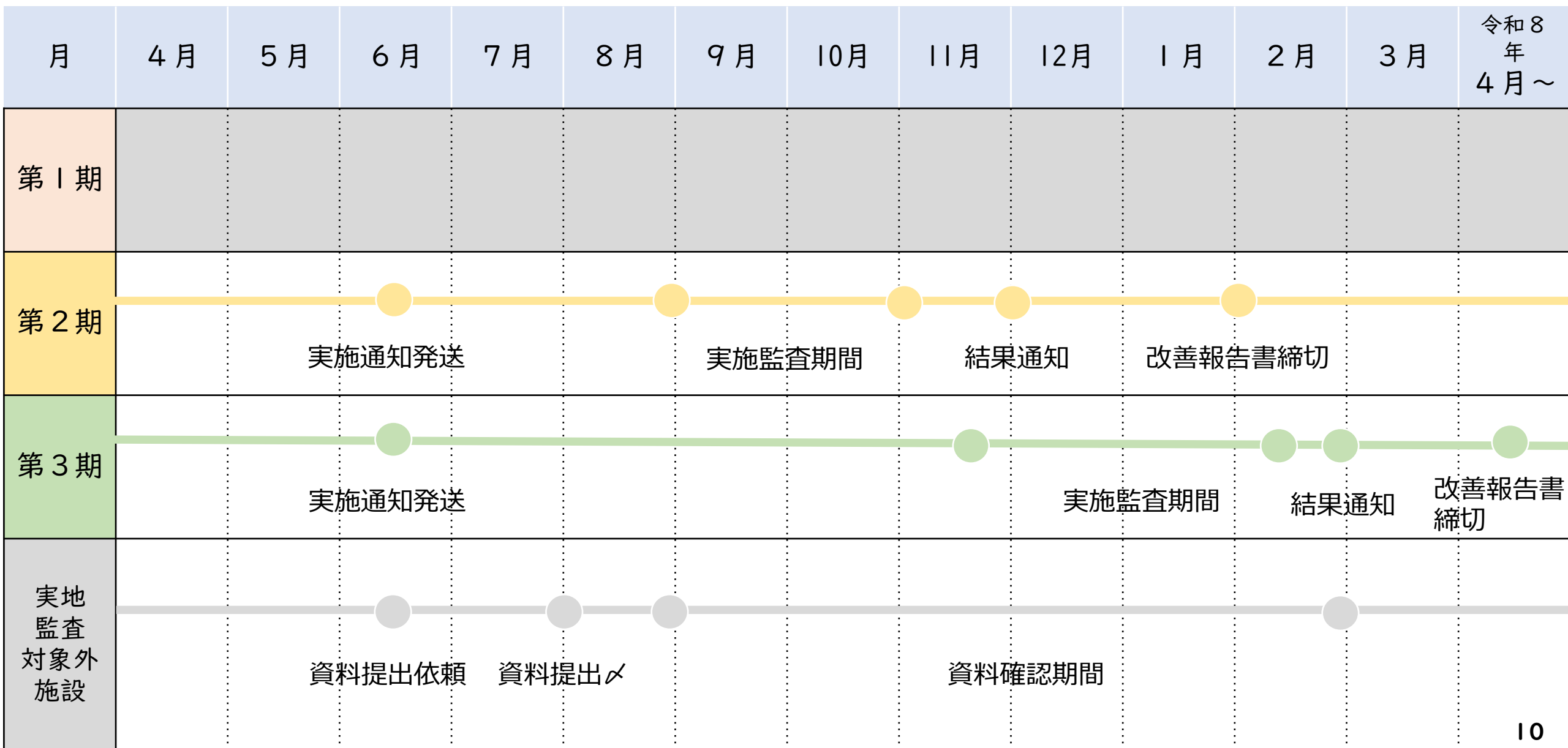
文書指摘事項の改善報告書について

◆改善報告書の提出にあたっては、改善状況を確認できる資料又は改善計画書等の提出を求めます。加えて、社会福祉法人が運営する施設等の場合は、理事会における改善措置の検討状況がわかる資料の提出も求めます。

◆指導監査の結果については、施設等を利用しようとする方等への情報提供に努めるため、次の事項をこども青少年局のホームページに公表しています。

- (1) 施設種別・施設名
- (2) 運営主体
- (3) 所在区
- (4) 実施区分
- (5) 監査実施年月日
- (6) 文書指摘事項
- (7) 改善状況（改善済・改善取組中・未改善）

6 令和7年度 年間指導監査実施計画



7 その他の連絡事項

- (1) 指導監査日程は、原則として変更できません。
- (2) 指導監査実施前に自己点検表等の作成及び自己点検表を含めた事前提出資料の提出をお願いします。
- (3) 指導監査実施当日には、関係資料（別途通知します。）の準備をお願いします。
- (4) 指導監査にあたって、データで管理している書類についてパソコン等の画面上で効率的に確認できる場合は、印刷して紙媒体で準備する必要はありません。
必要に応じて最小限の印刷をお願いすることがあります。また、複数人で監査に伺うことから、各担当が確認作業を行えるようご配慮をお願いします。

II 令和5年度以降の主な条例改正

次の障害児入所施設の基準に係る条例の令和5年度以降の主な改正点について下の表にまとめました。

- ・横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

改正年度	改正内容
令和5年度	安全計画の策定、研修・訓練等の定期的な実施等が義務付けられました。
	事業所外での活動等、児童の移動のために自動車を運行する場合、児童の乗降の際に、点呼等の方法により所在を確認することが義務付けられました。
	施設長の懲戒権限の濫用に関する規定が削除されました。
令和6年度	障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないことが義務付けられました。
	指定障害児入所施設については、成人期に向けた移行支援を早期から計画的に促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、移行支援計画を作成し、当該移行支援計画に基づき移行支援を進めなければならないことが義務付けられました。
令和7年度	栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者（卒業見込み含）が管理栄養士国家試験の受験資格を得るにあたり栄養士免許が不要となったことを受け、施設に置く職員である「栄養士」が「栄養士又は管理栄養士」に改められました。

説明資料は以上となります。

指導監査の実施に御協力をお願いします。

こども青少年局 監査課

電話： 6 7 1 － 4 1 9 3